

新潟市北地区コミュニティセンターの管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、指定管理者制度が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。

この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	北地区コミュニティセンター管理運営委員会
評価対象の期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日

1. 施設サービス提供（協定等で定めるサービスが実施できているか）

評価項目	評価	コメント
1 窓口対応	○	B 接遇態度も良好で、緊急時の連絡体制も適切に整備・運用されており、良好な施設サービスの提供を継続している。
2 職員関係	○	
3 利用者ニーズの把握	○	
4 個人情報	○	
5 緊急体制	○	

2. 施設の管理（施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等）

評価項目	評価	コメント
1 設備・備品等管理	○	B 施設は、設備、備品等不具合なく、かつ、整理整頓、清掃が行き届き、利用者が心地よく安全に利用できる状態にある。
2 清掃・警備等	○	
3 再委託	○	
4 災害等への対応	○	
5 管理記録	○	

3. 歳入歳出

評価項目	評価	コメント
1 管理経費等の縮減	◎ A	継続的に経費の縮減に努めている。

4. 総合評価（上記の1、2を踏まえての総合評価）

地域住民、利用者の協力のもと、市民協働の拠点となっており、施設の稼働率も高い。 利用者の要望に対し、真摯に対応している。 コスト削減意識を持ち、経費節減に努め管理にあたっている。 指定管理者として優良と評価できる。
--

各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

◎ : 仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。

○ : 事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。

△ : 「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。

× : 仕様、サービス水準達成できなかった。

「1.施設サービス提供」～「2.施設の管理」について、「A」から「D」の4段階で評価

A : 多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。

B : 全ての項目が「○」以上である場合。

C : 「△」の項目が1つでもある場合。

D : 「×」の項目が1つでもある場合。

お問い合わせ先 新潟市北区役所地域課地域振興係 025-387-1165（直通）